

藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業
補助金交付要綱

制定 令和6年10月8日

(目的)

第1条 この要綱は、介護従事者の負担軽減や介護業務の効率化を図ることを目的に、ケアプランデータ連携システム（公益社団法人国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システムをいう。以下同じ。）の普及促進を図るため、市がモデル地域を構築し、導入支援を通じた効果検証等を行う「藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業」（以下「モデル地域づくり事業」という。）に参加する事業所に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、市内に所在する、別表1に掲げる介護サービス事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険サービスを行う事業所をいう。）のうち、モデル地域づくり事業への参加事業所を運営する法人であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たし、市長が適当と認めた者とする。

- (1) この補助金の対象経費について、重複して他の法律又は予算制度に基づく補助金の交付を受けていないこと又は受けることを予定していないこと。
- (2) 本市の市税に滞納がないこと。
- (3) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢条例第18条）第8条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - ウ 法人の代表者又は役員のうち、アに規定する暴力団員に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、モデル地域づくり事業の参加にあたり必要となるケアプランデータ連携システムのライセンス料（以下「ライセンス料」という。）及びヒアリング調査、アンケート調査、タイムスタディ分析等への協力を要した人件費（以下「協力費」という。）であって、本補助金の交付決定日から令和7年3月31日までに支払いが完了した経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の表の補助対象経費欄に掲げる区分に応じ、補助金の額欄に定める額と補助上限額欄との額を比較して、いずれか低い方の額とする。

補助対象経費	補助金の額	補助上限額
ライセンス料	ケアプランデータ連携システムの利用開始初年度に、国民健康保険中央会に対してライセンス料として支払った額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	1万9千円
協力費	モデル地域づくり事業に係るヒアリング調査、アンケート調査、タイムスタディ分析等への協力を要した人件費 (算定式) 人件費＝人件費単価（円／時間）×当該事業に直接従事した時間数 ※当該事業に直接従事した時間数はモデル事業の協力をに係る作業時間を1時間単位（端数切り捨て）で算出する。	2万2千円

※ライセンス料に係る補助金の交付は、介護保険事業所番号ごとに1回限りとする。

※人件費単価については、原則として、別表2「等級単価一覧表」に基づく、当該従事者に該当する等級単価を適用することとする。

※算定した補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は、補助対象経費ごとに、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付申請額内訳書（第1号様式-別紙）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、次のとおり指示又は条件を付することができるものとする。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(事業着手届の省略)

第7条 本補助金において、規則第5条第1項に基づく事業着手届の提出は、同項ただし書の規定により省略するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 第6条の規定に基づく交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金変更承認申請書（第3号様式）に、次の書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金額に影響のない軽微な変更の場合は除く。

- (1) 藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金変更承認申請額内訳書（第3号様式-別紙）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更承認の決定)

第9条 市長は、前条の規定による事業の変更の申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金事業変更承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第10条 第6条の規定による交付の決定を受けた者は、当該年度内に事業を完了させ、当該補助事業の完了した日から起算して15日以内、又は、別に市長が定める日までに、藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金事業実績報告書（第5号様式）（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第8条第1項第2号に定める収支決算書又はこれに代わる書類は、同条第2項の規定により省略できるものとする。

- (1) 藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金事業実績額内訳書（第5号様式-別紙1）
- (2) 給与支払証明書（第5号様式-別紙2）
- (3) ライセンス料の支払いをしたことが確認できる書類（ライセンス料の補助を受ける場合のみ）
- (4) ケアプランデータ連携システムの利用開始日が確認できる書類（ライセンス料の補助を受ける場合のみ）
- (5) モデル地域づくり事業における効果測定等に係る書類（導入前後のアンケート調査票等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、提出された書類の審査を行い、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金を受けようとする者は、別に定める請求書を別に市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の取り消し及び返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、交付額の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一

部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した指示若しくは条件に違反したとき。
- (4) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交付することが適当でないと市長が認めるとき。

(補則)

第13条 規則又はこの要綱に定めるもののほか、藤沢市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前に交付を受けた補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表1（第2条関係）

居宅介護支援
介護予防支援
訪問介護
（介護予防）訪問入浴介護
（介護予防）訪問看護
（介護予防）訪問リハビリテーション
通所介護
（介護予防）通所リハビリテーション
（介護予防）福祉用具貸与
（介護予防）短期入所生活介護
（介護予防）短期入所療養介護
夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
地域密着型通所介護
（介護予防）認知症対応型通所介護
（介護予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用含む）
看護小規模多機能型居宅介護（短期利用含む）
特定施設入居者生活介護（短期利用のみ）
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用のみ）
（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用のみ）

別表2 等級単価一覧表 令和6年度適用

等 級	健保等級適用者			労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単 価 (円/時 間)	
	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、年4回以上	B. 賞与1回～3回	月給範囲額				
		以上	～			未満	以上	～		未満
1	58,000		～	63,000	350	470		～	84,420	470
2	68,000	63,000	～	73,000	410	550	84,420	～	97,820	550
3	78,000	73,000	～	83,000	470	630	97,820	～	111,220	630
4	88,000	83,000	～	93,000	530	720	111,220	～	124,620	720
5	98,000	93,000	～	101,000	590	800	124,620	～	135,340	800
6	104,000	101,000	～	107,000	630	850	135,340	～	143,380	850
7	110,000	107,000	～	114,000	670	900	143,380	～	152,760	900
8	118,000	114,000	～	122,000	720	960	152,760	～	163,480	960
9	126,000	122,000	～	130,000	770	1,030	163,480	～	174,200	1,030
10	134,000	130,000	～	138,000	810	1,090	174,200	～	184,920	1,090
11	142,000	138,000	～	146,000	860	1,160	184,920	～	195,640	1,160
12	150,000	146,000	～	155,000	910	1,220	195,640	～	207,700	1,220
13	160,000	155,000	～	165,000	970	1,310	207,700	～	221,100	1,310
14	170,000	165,000	～	175,000	1,030	1,390	221,100	～	234,500	1,390
15	180,000	175,000	～	185,000	1,100	1,470	234,500	～	247,900	1,470
16	190,000	185,000	～	195,000	1,160	1,550	247,900	～	261,300	1,550
17	200,000	195,000	～	210,000	1,220	1,630	261,300	～	281,400	1,630
18	220,000	210,000	～	230,000	1,340	1,800	281,400	～	308,200	1,800
19	240,000	230,000	～	250,000	1,460	1,960	308,200	～	335,000	1,960
20	260,000	250,000	～	270,000	1,590	2,130	335,000	～	361,800	2,130
21	280,000	270,000	～	290,000	1,710	2,290	361,800	～	388,600	2,290
22	300,000	290,000	～	310,000	1,830	2,450	388,600	～	415,400	2,450
23	320,000	310,000	～	330,000	1,950	2,620	415,400	～	442,200	2,620
24	340,000	330,000	～	350,000	2,070	2,780	442,200	～	469,000	2,780
25	360,000	350,000	～	370,000	2,200	2,950	469,000	～	495,800	2,950
26	380,000	370,000	～	395,000	2,320	3,110	495,800	～	529,300	3,110
27	410,000	395,000	～	425,000	2,500	3,360	529,300	～	569,500	3,360
28	440,000	425,000	～	455,000	2,690	3,600	569,500	～	609,700	3,600
29	470,000	455,000	～	485,000	2,870	3,850	609,700	～	649,900	3,850
30	500,000	485,000	～	515,000	3,050	4,090	649,900	～	690,100	4,090
31	530,000	515,000	～	545,000	3,240	4,340	690,100	～	730,300	4,340
32	560,000	545,000	～	575,000	3,420	4,580	730,300	～	770,500	4,580
33	590,000	575,000	～	605,000	3,600	4,830	770,500	～	810,700	4,830
34	620,000	605,000	～	635,000	3,790	5,080	810,700	～	850,900	5,080
35	650,000	635,000	～	665,000	3,970	5,320	850,900	～	891,100	5,320
36	680,000	665,000	～	695,000	4,150	5,570	891,100	～	931,300	5,570
37	710,000	695,000	～	730,000	4,340	5,810	931,300	～	978,200	5,810
38	750,000	730,000	～	770,000	4,580	6,140	978,200	～	1,031,800	6,140
39	790,000	770,000	～	810,000	4,830	6,470	1,031,800	～	1,085,400	6,470
40	830,000	810,000	～	855,000	5,070	6,800	1,085,400	～	1,145,700	6,800
41	880,000	855,000	～	905,000	5,380	7,210	1,145,700	～	1,212,700	7,210
42	930,000	905,000	～	955,000	5,680	7,620	1,212,700	～	1,279,700	7,620
43	980,000	955,000	～	1,005,000	5,990	8,030	1,279,700	～	1,346,700	8,030
44	1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	6,290	8,440	1,346,700	～	1,413,700	8,440
45	1,090,000	1,055,000	～	1,115,000	6,660	8,930	1,413,700	～	1,494,100	8,930
46	1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	7,030	9,420	1,494,100	～	1,574,500	9,420
47	1,210,000	1,175,000	～	1,235,000	7,400	9,910	1,574,500	～	1,654,900	9,910
48	1,270,000	1,235,000	～	1,295,000	7,760	10,400	1,654,900	～	1,735,300	10,400
49	1,330,000	1,295,000	～	1,355,000	8,130	10,900	1,735,300	～	1,815,700	10,900
50	1,390,000	1,355,000	～		8,500	11,390	1,815,700	～		11,390